

入札説明書

中部地方整備局飯田国道事務所の「平成24年度 飯田国道事務所管内地質調査」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成24年7月5日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局飯田国道事務所長 花木 道治
飯田市東栄町3350

3. 業務概要

(1) 業務名 平成24年度 飯田国道事務所管内地質調査（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、飯田国道事務所管内において地質調査を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・機械ボーリング 1式
- ・サウンディング及び原位置試験 1式

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年3月15日

(5) 入札方式等

1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。

2) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。

3) 本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

4) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」

－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所 経理課

〒395-0024 飯田市東栄町3350

TEL 0265-53-7201 FAX 0265-53-7213

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

飯田国道事務所管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、飯田国道事務所管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

※ 飯田国道事務所管内とは、飯田市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡内、下伊那郡内、木曽郡内をいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：ボーリング調査を実施した業務実績

(4) 配置予定主任技術者の資格に関する要件

配置予定主任技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表－2①の日を予定する。

技術士（総合技術監理部門－建設（土質及び基礎）又は建設部門、総合技術監理部門－応用理学（地質）又は応用理学部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者（地盤・基礎）、上級土木技術者（地盤・基礎）、1級土木技術者（地盤・基礎）（平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

(5) 配置予定主任技術者の業務実績に関する要件

予定主任技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：ボーリング調査を実施した業務実績

(6) 配置予定主任技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成24年7月5日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成24年7月5日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

5. 担当部局

〒395-0024 飯田市東栄町3350

国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所

経理課：契約手続き及び参加表明書の作成に関すること。

電話 0265-53-7201 FAX 0265-53-7213

メールアドレス : keiiikok@cbm.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表－2②のとおり。

提出先：5と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、

持参又は郵便等により提出すること。郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に以下のファイル形式で作成したファイルを記録したものとする。また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ

※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書（CD-R等の電子媒体含む）は、返却しない。

- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。
- ⑥ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2) 「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定管理技術者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表－2①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価 ウェート
		判断基準	
基本事項 (企業)	業務実績 平成14年度以 降の同種業務 の実績	<p>下記の項目で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある。</p> <p>なお、業務実績が無い場合は選定しない。</p>	① 3
	平成19年度以 降の業務成績	<p>過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野（別表－1に示す。）に該当する業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する</p> <p>なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <p>① 中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満 ③ 以下のいずれかの場合 • 中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 • 過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関に</p>	① 7 ② 4 ③ 1 ④ 0

		<p>おける同種業務の実績が有る場合</p> <p>④以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・過去 4 年間において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種業務の受注実績が無い場合 	
	企業信頼度(指名停止等)	<p>参加表明書提出日において以下の期間内に処分を受けている場合、評価点を減じる。</p> <p>①該当なし</p> <p>②以下のいずれかに該当する。</p> <p>ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月</p> <p>イ) 文書注意措置後 2 ヶ月</p> <p>ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月</p>	- 5
基本事項 (技術者)	技術者資格	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士（総合技術監理部門－建設（土質及び基礎）又は建設部門、総合技術監理部門－応用理学（地質）又は応用理学部門）又は土木学会が認定した特別上級土木技術者（地盤・基礎）上級土木技術者（地盤・基礎）</p> <p>②土木学会が認定した 1 級土木技術者（地盤・基礎）又は R C C M （地盤・基礎）</p> <p>なお、上記以外の場合は選定しない。</p>	① 5 ② 0
業務実績	平成 14 年度以降の同種業務の実績	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある。</p> <p>なお、業務実績が無い場合は選定しない。</p>	① 3
	平成 19 年度以降の業務成績	<p>過去 4 年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野（別表－1 に示す。）に該当する業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <p>①中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上</p> <p>②中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満</p> <p>③以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満 	① 7 ② 4 ③ 1 ④ 0

		<ul style="list-style-type: none"> ・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種業務の実績が有る場合 <p>④以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種業務の受注実績が無い場合 	
地域精通度	過去10年間の当該事務所周辺での業務実績の有無	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①飯田国道事務所管内における同種業務実績あり ②上記の業務実績無し</p>	① 5 ② 0
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 	

8 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ①受付場所：5と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電

話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5と同じ。

②質問の受付期間：別表－2③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：飯田国道事務所 1Fロビー

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表－2④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表－2⑤のとおり。

11. 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発

注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効等

手続開始の公示に示した指名するために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4.に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、指名通知を受け、入札した場合においても、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

15. 落札者の決定方法

(1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）から（2）については、開札後速やかに、実施の可否に

について確認を行うものとする。

(1) 増員担当技術者及び配置予定主任技術者の制限

増員担当技術者及び配置予定主任技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報（TECRIS）に登録すること。

1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任技術者の経歴等」及び「予定主任技術者の同種業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定主任技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第2項第二号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定主任技術者の保有している業務実績件数について同種業務ともに同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定主任技術者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有している者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が77点以上の業務における配置予定主任技術者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が77点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ⑤ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

2) 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任技術者と（1）1）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 品質確保基準価格

1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。

2) 「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。

3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（3）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時に確認するものとする。

18. 契約書作成の要否等

測量調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 無 部分払 無

20. 火災保険付保の要否 否

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5と同じ

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～6、A4判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

なお、提出書類について、本入札説明書(2) 参加表明書内容の留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、また、記載内容が正確に明記されていない場合は無効とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の当該地域での業務経験、業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明者の飯田国道事務所管内の業務拠点等を記載する。 記載様式は様式－2とする。
参加表明書の提出者の同種業務の実績	<p>【様式－3】記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加表明者が過去に受注した業務実績について記載する。 記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。 記載する業務の件数は、1件とする。 記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。 <p>【様式－3－2】記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加希望者が過去4年間に中部地方整備局発注業務でTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－3－2に記載する。 様式－3に過去4年間の他機関から受注した同種業務の実績を記載し、同じ業務を様式－3－2に記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－3と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 記載する業務の件数は、1件とする。 記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
配置予定主任技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任技術者について、資格、経歴等を記載する。 手持ち業務は本業務の公示日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去10年間の当該事務所周辺での同種業務実績について、1件記載する。 <p>なお、同種業務実績は、発注機関を問わない。</p> 記載様式は様式－4とする。
配置予定主任技術者の同種業務の実績	<p>【様式－5】記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任技術者が過去に従事した同種業務の実績を記載する。 記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。 記載する業務の件数は、1件とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式－5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 <p>なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。</p> <p>レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。</p> <p>なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。</p> <p>【様式－5－2】記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任技術者が過去4年間に中部地方整備局発注業務でTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－5－2に記載する。 様式－5に過去4年間の他機関から受注した同種業務の実績を記載し、同じ業務を様式－5－2に記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－5と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 記載する業務の件数は、1件とする。 記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務の分担について記載する。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 記載様式は様式－6とする。 業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載すること

(3) 業務実績等を証明する資料及び配置予定主任技術者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任技術者が過去に従事した同種業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、配置予定主任技術者の請負業務で従事した実績の場合で、契約書及び配置予定主任技術者が従事したことが確認できる資料が諸般の事情により、写しが提出出来ない場合は、誓約書（自由様式）を提出することとし、誓約書に虚偽の記載があった場合は、申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止の処置を行うものとする。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定主任技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出する

こと。

また、配置予定主任技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないことから提出資料の不備として、参加資格を与えないこととする。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、参加表明書に記載した予定主任技術者を当該業務に主任技術者として配置すること。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

- (10) 参加表明者は、参加表明者及び配置予定主任技術者の業務成績に係る過去4年間のTECRIS該当業務分野平均点を参考資料として「参考資料様式」に記載し、電子入札システム参加表明書の後に添付し提出すること。

なお、当該資料は、参考資料であり、競争参加資格確認申請書及び技術提案書ではない。

- (11) 業務成績における「過去4年間」とは、平成19年度～平成22年度を示す。

また、過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRIS業務分野のうち該当する業務分野の業務成績の平均点には、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき評定された業務であり、港湾空港部発注の業務は、TECRIS登録されていても平均点算出時の対象とはな

らない。

※「TECRIS業務分野のうち該当する業務分野の業務成績の平均点」とは、TECRIS登録されている業務が対象であり、登録されていない業務は平均点の対象とならない。また、該当業務分野が登録順の4つ目以降の場合は、平均点算出時の対象業務とはならない。

- (12) 参考として、「設計業務等における新たな積算手法について」は、下記URLに積算基準等が掲載されています。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>

別表－1

以下の表のうち、業務成績におけるTECRIS該当業務分野は、該当欄に○が付いている業務分野である。

該当	業務分野	該当	業務分野
	01 河川、砂防及び海岸・海洋	15	トンネル
	02 港湾及び空港	16	施工計画・施工設備及び積算
	03 電力土木	17	建設環境
	04 道路	18	機械
	05 鉄道	19	水産土木
	06 上水道及び工業用水	20	電気電子
	07 下水道	31	建設電気通信
	08 農業土木	32	廃棄物
	09 森林土木	33	衛生工学(廃棄物以外)
	10 造園	34	応用理学(地質以外)
	11 都市・地域計画及び都市整備	35	情報
○	12 地質	36	防災
	13 土質及び基礎	37	測量
	14 鋼構造及びコンクリート		

別表－2

①	指名通知の日	平成24年7月23日
②	参加表明書の提出期間	平成24年7月6日から 平成24年7月13日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成24年7月6日から 平成24年7月18日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成24年7月27日10時00分から 平成24年7月30日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成24年7月31日10時00分 飯田国道事務所入札室

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
飯田国道事務所長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

平成24年7月5日付けで手続開始の公示のありました平成24年度飯田国道事務所管内地質調査に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－1から様式－6まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。また、印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

(様式－2)

参加表明者

①営業拠点等の所在地

※所在を証するものを添付すること。(パンフレット等。)

参加表明者の同種業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

参加表明者の同種業務の実績

(中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載) (過去4年間)

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種業務の受注実績が様式－3と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－3と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

(様式－4)

配置予定主任技術者の経歴等

①氏名 ふりがな	②生年月日 才			
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持業務の状況（平成24年7月5日現在）、契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）				
業務名（TECRIS登録番号）	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥当該事務所周辺での同種業務実績（平成14年度以降）				
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	受注会社名

配置予定主任技術者の同種業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

(様式－5－2)

配置予定主任技術者の同種業務の実績

(中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載) (過去4年間)

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種業務の受注実績が様式－5と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－5と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、分担業務の内容及び備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

注2：なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

「参考資料様式」

業務成績についての参考資料

参加表明者の中部地方整備局発注業務における過去4年間のTECRIS該当業務

該当業務分野	地質
TECRIS該当業務分野 評点対象登録件数	件
TECRIS該当業務分野 業務成績平均点	点

配置予定主任技術者の中部地方整備局発注業務における過去4年間のTECRIS該当業務

配置予定主任技術者氏名 :

該当業務分野	地質
TECRIS該当業務分野 評点対象登録件数	件
TECRIS該当業務分野 業務成績平均点	点

※1：記載された登録件数、平均点の根拠となる業務名及び業務成績が解る一覧資料を添付して下さい。

なお、業務成績平均点は、少数第2位四捨五入の少数第1位止め。

※2： 業務成績平均点は、TECRISに登録され、該当業務分野で登録されているものが対象。

なお、登録業務分野が3つ以上登録されていた場合、登録順の3つまでの業務分野しか対象とならないため、該当業務分野で登録しても4つ目以降の業務分野は、平均点算出時の対象となりません。